

エイジフレンドリーシティ行動計画



～いきいき ふれあい 支えあい～
「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」

1 本町の高齢者に係る実績(人口及び高齢者の動態)

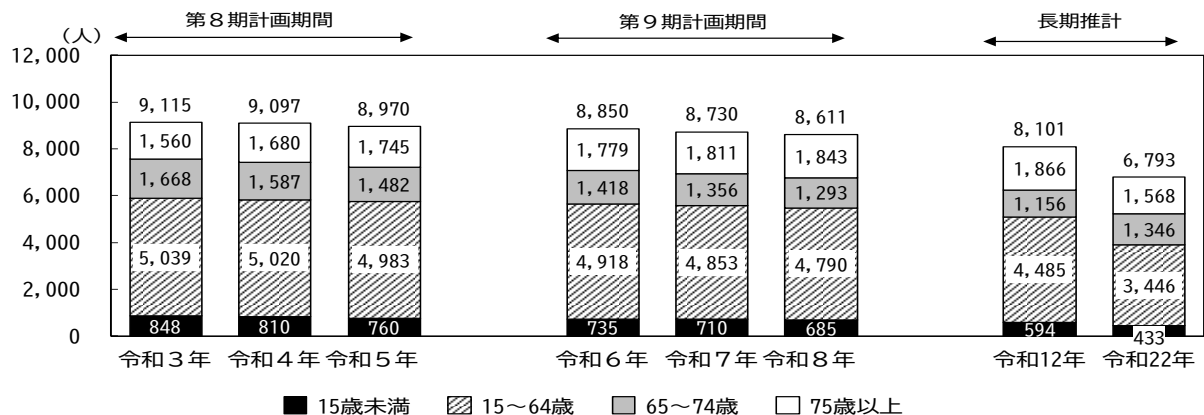
① 年齢別人口の推移と推計

本町の総人口は、毎年減少で推移しており、令和5年では8,970人となっています。

年齢別にみると、「15歳未満」、「15～64歳」、「65～74歳」で毎年減少しています。

高齢者の人口については、「75歳以上」の後期高齢者は増加しているものの、「65～74歳」は令和3年以降減少に転じています。

推計値をみると、令和6年以降も「15歳未満」、「15～64歳」、「65～74歳」で人口が減少する一方、「75歳以上」は増加すると予想されます。

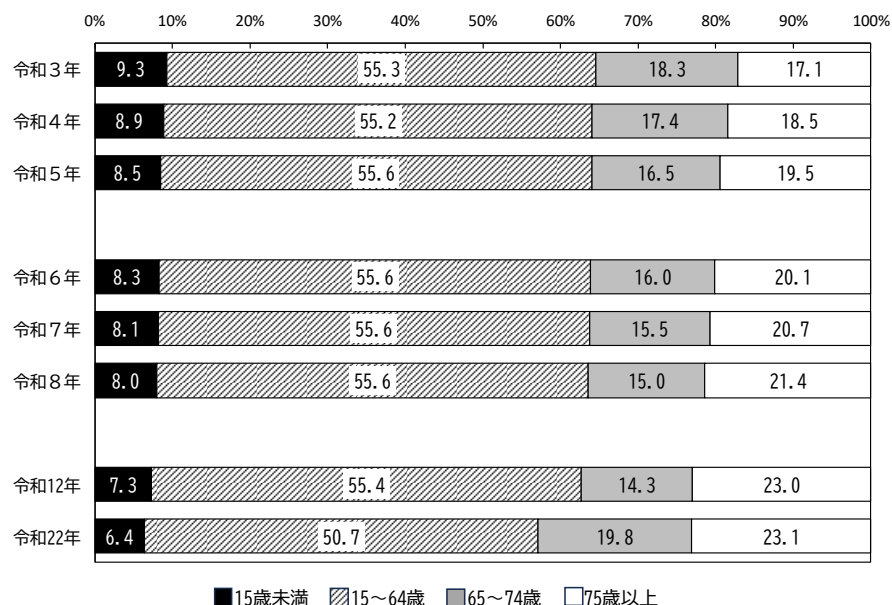


資料：住民基本台帳人口（各年9月末時点）

推計値は令和元年度～令和5年度の実績を用いてコーホート変化率法にて推計

② 年齢別人口割合の推移と推計

人口割合の推移については、令和3年以降「65歳以上」の高齢者の割合が増加しており、令和5年の高齢化率は36.0%となっています。推計値をみると、「75歳以上」の割合が今後も増加し続け、令和8年で21.4%、令和22年で23.1%になると予想されます。



資料：住民基本台帳人口（各年9月末時点）

推計値は令和元年度～令和5年度の実績を用いてコーホート変化率法にて推計

2 エイジフレンドリーシティの取組みを進める上での基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念

本町では、高齢者が住み慣れた地域で、健康や生きがいを持ちながら、いつまでも自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の町民とともに支え合いながら作り上げていくことを目指します。

基 本 理 念

～いきいき ふれあい 支えあい～

「高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち、中井」

第2節 基本目標及び施策の体系

① 基本目標の設定

中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、基本理念の実現に取り組むため、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 はつらつ・いきいきとした暮らしの支援

地域共生社会を実現するためには、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持った、支え、支えられる関係の循環をつくることが重要です。

本町では、高齢者が地域の中でいきいきと活躍するために、積極的な社会活動への参加の促進や多様な活動団体への支援に努めるなど、より多くの人に参加しやすい活動の場や機会の充実を図ります。

基本目標2 高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの深化・推進が不可欠となることから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上などの支援が重要となります。

本町では、引き続き、地域包括ケア体制の充実に取り組むとともに、災害時における高齢者への支援の充実や虐待の早期発見・未然防止のために地域での見守りネットワーク活動を強化するなど、高齢者の暮らしを守る安全・安心なまちづくりを推進します。

基本目標3 介護予防・日常生活支援の充実

健康で自立した生活を長く送るためには、高齢者のニーズを踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防事業を充実させることが重要です。疾病や要支援・要介護状態になることを防ぐことで、健康寿命の延伸を目指します。

本町では、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の取組の充実に努めるとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を

目指す「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進を図ります。また、認知症は誰もがなりうるものであるため、認知症に関する正しい理解や相談支援の充実をさらに推進します。

地域包括支援センターを中心とした総合的な支援体制の強化や、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の整備も重要となっています。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

介護保険事業のサービス基盤整備や持続可能な円滑な実施に向けては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年や団塊の世代の子が65歳以上となる令和22年を見据えた、中長期的な視点に立った計画の推進が求められます。

本町では、サービスの適切な提供や介護保険制度の円滑な運営に向けた取組を推進するとともに、介護保険の不適切な給付の是正及び利用者への適切な介護サービスの確保のため、介護給付費適正化事業を推進します。

② 施策の体系図

計画を構成する施策の体系は、次のとおりとなります。

【基本目標】

【施策】

(1) はつらつ・いきいきとした暮らしの支援	① 生きがいづくりの支援
	② 高齢者の多様な活動への支援
(2) 高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備	① 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
	② 安全・安心に暮らせる生活環境の整備
	施策の方向1 安心できる生活のためのサービスの充実
	施策の方向2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
(3) 介護予防・日常生活支援の充実	① 健康増進・介護予防の推進
	施策の方向1 健康づくりの推進
	施策の方向2 自立支援・重度化防止の推進
	② 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
	施策の方向1 介護予防・生活支援サービス事業
	施策の方向2 一般介護予防事業
	③ 包括的支援事業の推進
	施策の方向1 地域包括支援センターの運営
	施策の方向2 在宅医療・介護連携の推進
	施策の方向3 認知症施策の推進

		施策の方向4 生活支援体制の整備
		施策の方向5 地域ケア会議の推進
	④ 任意事業の充実	
		施策の方向1 介護給付適正化事業
		施策の方向2 家族介護支援事業
		施策の方向3 その他の事業
(4) 介護サービスの充実と制度の安定的運営	① 介護等給付サービスの充実 ⇒各論2 第1章	
	② 介護保険制度のよりよい運営 ⇒各論2 第2章	

3 エイジフレンドリーシティ8つのトピックに基づく取組事項

本町では、これまでに示した高齢者の状況及び取組みを進める上での基本理念を踏まえ、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて、以下の取組みを推進していきます。

(1) 屋外スペースと建物

○バリアフリー化の推進

- ・地域包括ケアの理念に基づき、高齢者が地域で住み続けることのできる環境づくりを図るため、ユニバーサルデザインに則ったまちづくりに努めます。

また、高齢者の外出・移動の際に支障となる危険な障害（段差や陥没等）についても適切な整備を図ります。

○防犯・交通安全の啓発

- ・高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進するため、関係機関等と連携した活動を行い、高齢者の生活を守る取組を実施するとともに、高齢者自身が、自ら身を守ることができるよう、交通安全の普及啓発、地域防犯情報等の発信を行うとともに、意識の高揚を図ります。

(2) 交通機関

○地域公共交通会議の向上

- ・令和5年に策定した中井町地域公共交通計画に基づき、町民が安心して住み続けることができるよう、地域公共交通の充実等を図ります。

高齢者をはじめとした全ての人が、安全・安心・快適に生活できる交通体系をつくり、人にやさしい交通サービスの提供に努めます。

○福祉有償移送サービス事業

・家庭において送迎することが困難な高齢者や障がい者の方等などの通院や買い物などの支援を行うため、有償での移送サービスを社会福祉協議会と連携し引き続き事業の推進を行います。

○介護予防事業参加者送迎サービス事業

・各種介護予防事業への参加にあたり、会場までの移動が困難な高齢者に対し、移動支援を図ることで、参加ができないことがないように、本事業の利便性を向上させ、事業効果の向上に努めます。

(3) 住居

○高齢者の住まいの確保に向けた支援体制の充実・住まいの改修支援

・地域包括支援センターを中心に適切な情報発信に努めるとともに、関係各課と連携し、計画的な住まいの確保を図ります。

また、公営住宅において高齢者世帯の入居における優先措置を講じ、入居しやすいよう配慮します。

既存住宅を住みよくするための住宅改修が必要と認められる方に対しては、関係各課と連携を図り住居の改修や耐震補強等について補助を行い、住環境の改善を促進します。

○安心して暮らせるまちづくりの推進

・高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進するため、関係機関等と連携した活動を行い、高齢者の生活を守る取組を実施するとともに、高齢者自身が、自ら身を守ることができるよう、交通安全の普及啓発、地域防犯情報等の発信を行い、意識の高揚を図ります。

加えて、将来の介護に備えた介護活動（介活）の支援や、高齢期の生活をより良いものにするため、エンディングノートの作成アドバイスや相談機関の紹介等、関係機関との調整にも努めます。

○高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援

・空き家バンクへの登録の促進等を図り、高齢者等が居住するための選択肢の確保に努めます。

ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦など支援が必要な高齢者を、生活環境の整備された徒歩で活動できる地域の空き家や、バリアフリー化された空き家住宅への紹介など支援に努めます。

○施設等への入所の必要な高齢者への支援

・認知症の悪化や身体機能の低下などによる在宅生活が困難になった方や利用者家族の疲弊などの問題解決に向けた相談体制の強化や、近年、介護や医療ニーズの変化等により施設の種類の多様化していることから、利用希望者一人ひとりのニーズに応じた入所が行えるよう、地域包括支援センターと連携し適切な案内・支援を行います。

○緊急通報装置の貸与

・増加するひとり暮らし高齢者の安全・安心な生活環境を維持するため、事業を継続し在宅生活を支援します。今後も対象の方への周知をしていきながら、ニーズに応じた適切な提供を行える体制の確保に努めます。

○高齢者等への介護用品などの支給助成

・要介護3以上の認定者のうち、在宅で生活を送る寝たきりや認知症等の高齢者に対して、介護保険の給付対象外となっている紙オムツ、尿とりパッドについて、給付を行うことにより、経済的負担軽減を図っています。

引き続き、家族介護への支援を行い、在宅介護における経済的負担の軽減を図ります。

○ホームヘルパー派遣事業

・本町では直営事業として、安否確認、買物支援、通院同行等の提供により、きめ細やかな支援を提供しています。

急速な高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯などが増加することから、今後、需要は一層高まります。

地域包括支援センターと連携するなど、引き続き、自立した生活の支援を行います。

〔４〕社会参加

○社会参加の促進と生き生きした生活の支援

・高齢者の交流の場として保健福祉センター等を拠点としたサロン活動を展開し高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動など社会参加を促進します。

○生涯学習・生涯スポーツへの支援

・老若男女や障がいの有無に関わらず、誰もが親しめ健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等を促進します。

○活動・交流の場の提供

・社会福祉協議会と連携を図り、自治会館等の地域の資源をいかした交流のためのサロン活動やふれあいづくりに努めます。

○転倒骨折予防事業の推進

・住民ボランティアとしての転倒骨折予防体操指導員の育成を図りつつ、教室を開催している自治会等への支援を行い、開催場所の確保及び事業の継続を図ります。また、フレイル対策事業を推進する中で、本事業と関連を持たせた事業展開を図り、高齢者の社会参加の機会確保に努めます。

〔５〕尊敬と社会的包摂

○民生委員・児童委員との連携等

・民生委員・児童委員には、高齢者やひとり親家庭、障がい者、児童問題等の身近な相談相手として、また疑問や意見、ニーズ等の情報収集について、引き続き行政や関係機関とのパイプ役としての役割を果たしていただきます。

さらに、支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整やネットワークを組み、引き続き連携して地域包括ケアシステムの構築及びその充実を図ります。

○高齢者虐待防止対策等の推進

・高齢者虐待の防止、権利擁護の推進を図るため、引き続き地域の関係者等によるネットワークの体制化と専門職による相談を実施するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

○高齢者見守りネットワークの構築

・高齢者の夫婦世帯も視野に入れた実態調査訪問を実施するとともに、高齢者見守りネットワークを推進し地域の事業所と連携に努め、支援を必要とする高齢者の早期発見に努めます。引き続き、地域で必要なネットワーク体制を構築していく必要があります。

○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

・介護現場全体の人手不足対策を進めるため、地域の実情に応じ、研修受講費の助成や、各種サービスに関する情報提供等、重点的に取り組むべき事項を明確にすることで、介護分野で働く人材の確保・育成及び就業支援を行うなど、県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進めます。

また、介護現場におけるＩＣＴの活用や文書負担の軽減など、介護に携わる人材の負担軽減に繋がる取組の検証を図り、地域住民がともに支え合う地域づくりを引き続き進めます。

○感染症対策に係る体制整備

・感染症法上の位置付けが「５類感染症」に変更された後も、新型コロナウイルス感染症は一定の流行が繰り返されることが想定されることから、重症化リスクが高い高齢者の事業参加など感染拡大防止策を図りながら介護予防事業に努めていきます。

また、次の新たな感染病発生時の際にも高齢者施設等に対し、感染症の拡大防止を図るため、衛生・防護用品における備蓄の推奨と体制整備の構築について県関係機関と連携し供給を図ります。

感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスを安定的に継続させることが重要であることから、介護施設・事業所において作成した業務継続計画（ＢＣＰ）の内容に基づきそれぞれの支援を図ります。

（６）町民参加と雇用

○ボランティア活動の促進

・各種ボランティア活動への支援や、多様なボランティア活動の創出を図り、住民のボランティア活動への参加を後押し、高齢者をはじめとした住民の社会参加を促進します。

また、ボランティア活動に対する支援手法の一つである「ボランティアポイント制度」の活用を図るため、先進的な取組の検証を図り、各種活動が継続的に実施できる環境を整備します。

○シルバー人材センター事業の支援

・高齢化が急速に進み、高齢者への就労機会の提供と就労による社会貢献は重要度を増していることから、引き続き、支援を実施します。

○老人クラブ連合会の支援

・高齢化の急速な進展に伴い、老人クラブの果たす役割に対する期待は高まっていますが、新規会員の確保が困難であることから、個人会員をはじめとする加入形態の多様化を検討し、クラブ活動の活性化を図ります。

また、自治会との協働やサロン活動との連携など、事業の実施方法も検討を行います。

○未病センター・健康づくりステーションの利用促進

・健康・体力チェックとその結果に基づくアドバイスや健康づくりに関する取組の情報提供の場として「未病センター・健康づくりステーション」を継続し、利用促進を図ります。

また、健康づくりステーション事業を通して、高齢者の健康増進、健康管理を促進します。

(7) コミュニケーションと情報

○高齢者の多様な活動の充実

・社会福祉協議会と連携を図りつつ、開催場所の提供や備品の貸与、事業紹介等の情報発信の支援を行い、活発な地域活動となるよう取組を促進します。

また、活動の担い手やボランティア、地域の団体等の関係機関と連携することで、各種講座やサロン活動を通し、住み慣れた地域の中で、「高齢者の居場所づくり」や「支えあいの輪」を広めるとともに、外出（減少）、閉じこもりリスク等の対応を踏まえ、地域活動等の発展を図ります。

○介護予防教室の充実

・県実施の「未病改善プログラム」を活用し、口腔ケアやフレイル予防に関連したプログラムなど介護予防に関連した様々な講座を開催し、普及啓発に努めています。

今後も住民のニーズ等を踏まえ、効果的な介護予防の知識・技術に関する講座を計画し、適切な事業実施を図ります。

○認知症地域支援・ケア向上の推進

・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す国の「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、支援環境の構築に取り組みます。

認知症に関する理解促進のため、世界アルツハイマーデー及び月間における、認知症を有する人からの発信の機会を含めた普及・啓発の拡充や、認知症サポーター養成と並行してステップアップ講座を計画し、「チームオレンジ」活動の開始に繋げていきます。

また、認知症について一層の理解を図るため、デジタル技術を活用した体験等の講座開催を検討します。

引き続き、認知症地域支援推進員を中心として地域の支援機関と連携し、地域における認知症高齢者等の支援を行います。認知症カフェについては、認知症の方やその家族が気軽に集える場として活用できるよう、取組を継続していきます。

(8) 地域社会の支援と保健サービス

○災害時支援体制の強化

・本町の地域防災計画に基づき、災害時に必要な情報提供などの支援を行う体制を整備するとともに、避難するにあたって特に支援を要する高齢者に対しては、適切に対処するための体制を整備します。

また、防災訓練や出前講座などを通じて、必要な知識の習得と、地域住民との連携、協力体制を確認し、緊急時の避難体制の充実強化を図るとともに、浸水想定区域等にある要配慮者利用施設に対して、各施設の「避難確保計画」により、利用者の安全確保に努めるよう指導を行います。

避難行動要支援者本人の同意を得た方の「登録者名簿」を作成し、「避難等関係者」に名簿を提供し、災害に備え、安否確認や避難支援ができる体制を整備します。

○健康づくりの意識啓発

・高齢期の健康増進を図るため、健康増進計画に基づき引き続き、運動の習慣化や健康診査の重要性について理解を促し、「健康」に関する意識付けを図ります。

○連続性のある多様な健康づくりの推進

・これまでの各種事業の実施を含め健康診査結果に基づく健康指導の実施及びフレイル予防を含めた集団に対する健康教育を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を引き続き取り組み、高齢者の健康維持・介護予防を連続性のある事業として推進します。

○保健・医療・福祉の連携の推進

・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関・関係部署、地域との繋がりを強化し、地域包括ケアシステムの実現へと繋げるためのネットワーク「中井町高齢者見守りネットワーク」による体制づくりを深化します。

また、在宅での看取りに関する啓発活動や各機関等で行う事業・取組との連携を進め、地域ケア会議の機能の充実・活用を図ります。

○地域包括支援センターの機能強化

・高齢化の進展等に伴うニーズの増加に対応するため、職員体制をはじめ平日夜間・土日祝日の対応や電話相談体制の拡充について検討します。家族介護者の支援充実の一環としてヤングケアラーの支援機関と連携をするなど、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化を図るとともに、国・県の動向や先進的な取組の把握に努め、重層的支援体制の構築のあり方について検討を進めます。

また、適切な運営及び中立・公平性を確保するため、「中井町地域包括支援センター運営協議会」を開催し、運営内容についてPDCAサイクルの充実を図り、定期的な評価を実施していきます。

○在宅医療・介護連携の推進

・「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」において、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する相談を受け、在宅療養等を必要とする住民に向けた調整等を引き続き図ります。

また、センターと連携し、地域における適切な医療と介護サービスの提供体制の確保を図り、住み慣れた地域で継続的な生活が可能となるよう取組を進めます。

○認知症に関する相談支援の充実

・高齢者の通いの場の拡充を継続しつつ、認知症予防に資する活動を併せて実施します。また、認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、認知症に関する啓発活動と一体的に推進し、早い段階での支援環境の構築と、認知症高齢者等の見守り及び行方不明時における早期発見の体制づくりも引き続き進めていきます。

さらに、若年性認知症の方への支援についても、関係機関と連携をとりながら支援体制の整備を進めます。

○生活支援・介護予防サービスの基盤整備

・高齢者数が増加する中で、高齢者の様々なニーズに応じたサービスの提供を活用しながら地域で安心して暮らせるよう、地域に不足するサービスの開発や、サービスの担い手の養成と担い手が活動する場の確保等を図っていきます。

引き続き、コーディネーターによる事業運営を進めるとともに、協議体においても一層の課題検証を進めてまいります。

○地域ケア会議の充実

・介護予防・自立支援の観点から実施する地域ケア会議の取組の活用を通じて、引き続き中井町における地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、地域ケア個別会議等による個別検討事例から高齢者の地域課題の把握を図り、課題解決のための検討に繋げ、円滑な実施を図ります。

○介護等給付サービスの充実

- ・要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。

また、サービスの提供にあたっては、本町及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。

○家族介護者への支援

- ・在宅で高齢者を介護している家族の相談・支援を行うとともに、情報交換や介護、認知症支援に関する知識習得を目的とした、家族介護交流等の実施に取り組みます。

また、家族や親族等を介護するためにやむなく仕事を辞めたり、目を離せない家族の見守りをしている等いわゆるケアラーへの対策として、介護サービス基盤の整備やそれに伴う人材の確保に取り組むとともに、関係機関と連携し、職場環境の改善に関する普及啓発を行います。

○介護保険制度のよりよい運営

- ・介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本町においても、従来に引き続き、制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。